

第19回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和5年7月26日(水)において午後1時半から南越前町役場別館第6会議室にて、第19回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用配分計画(案)の決定について

<その他>

出席委員 7名		欠席委員 3名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	川崎 藤次	1	
2	西川 勝一	2	
3	桂 慶一郎	3	
4	岩寄 和実	4	
5		5	植村 功吉
6	朝倉 勇二	6	
7		7	石山 清孝
8		8	田嶋 秀夫
9	小不動 勝史	9	
10	惣次 健一	10	
事務局長	初一 剛		
書記	用田 さおり		

議事録署名委員

3番 桂 慶一郎

9番 小不動 勝史

【開会】 午後 1 時 30 分	
事務局長	<p>皆さまお集まりでございますので、ただ今から第 19 回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、植村委員、石山委員、田嶋委員より欠席のご連絡をいただいておりますが、農業委員会等に関する法律第 27 号第 3 項の規定により、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは任期満了による在任期間最後の総会を始めます。</p>
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>本日の議事録署名委員でございますが、3 番 桂委員と 9 番 小不動委員にお願いしたいと思っております。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は惣次会長にお願いいたします。</p>
【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】	
議長	<p>それでは任期最後になります第 19 回南越前町農業委員会を始めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。資料 1 ページをお願いします。今回 4 件提出されていますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>はじめに番号 1 番でございますが、譲渡人は敦賀市にお住いの●●さん●●さんで、譲受人は南越前町古木にお住まいの●●さんです。●●さんは敦賀市に住んでいるため、近くの方へお譲りしたいという意向があり、●●さんへ所有権移転し、売買するということです。申請地は馬上免●●、●●、●●の田と畑で、それぞれ 380 m²、2,657 m²、157 m²です。今現在も●●さんが耕作している農地でございます。譲受後の●●さんの経営面積は 14,685 m²でございます。</p> <p>位置につきましては、2 ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。3 ページは現地確認の様子です。</p> <p>農地法第 3 条の許可を受けるためには、次のすべてについての要件を満たす必要があります。</p> <p>申請地を含め、所有している農地又は、借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。申請者又は、その世帯員が農作業に常時従事すること。申請地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。●●さんは、この許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>続いて番号 2 番でございますが、位置につきましては、4 ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。</p> <p>譲渡人は東大道にお住いの●●さん、●●さんで、譲受人は同じく東大道にお住いの●●さんです。申請地は東大道●●、●●、●●の田それぞれ 685 m²、1.45 m²、6.11 m²です。6 ページの写真を確認いただきますと、航空写真ではいびつな農地の形状で、●●さんの隣が●●さんが所有者となっておりますが、一体的に●●さんが耕作しているということで、今回そのまま所有権移転し売買の話に繋がりました。●●さん譲受後の経営面積は 7,283 m²でございます。5 ページは現地確認の様子です。</p> <p>●●さんについても申請書に記載された内容が農地法第 3 条の許可要件（すべての農地を効率</p>

	<p>的に利用、農作業常時従事、周辺の農地利用に影響を与えない) のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>続いて番号 3 番でございますが、譲渡人は越前市にお住いの●●さんで、譲受人は南今庄にお住いの●●さんです。去年の災害で 8 ページの写真のとおり川の修繕や拡幅工事をする際、●●さんの耕作農地が減ったため、県土木事務所が間に入り、隣で耕作している●●さんへ譲り渡すという話がまとまり所有権移転し、売買するという事です。申請地は南今庄●●の畑で、766 m²のうち 45.85 m²です。現在は復旧工事中ですが、工事が終了すれば、●●さんが耕作する予定です。譲受後の●●さんの経営面積は 1,631.92 m²でございます。</p> <p>位置につきましては、7.9 ページをご覧ください。9 ページのピンク色で 45.85 m² (畑) の箇所が申請地でございます。8 ページは現地確認の様子です。</p> <p>赤星さんについても申請書に記載された内容が農地法第 3 条の許可要件 (すべての農地を効率的に利用、農作業常時従事、周辺の農地利用に影響を与えない) のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>最後に番号 4 番でございますが、譲渡人は金沢市にお住いの●●さんで、譲受人は湯尾にお住いの●●さんです。●●さんは金沢市に住んでいるため、近くの方へお譲りしたいという意向もあり、●●さんへ所有権移転し、売買するという事です。申請地は湯尾●●の田で、1,576 m²です。譲受後は水稻と野菜を耕作予定で●●さんの経営面積は 7,450 m²でございます。</p> <p>位置につきましては、10 ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。11 ページは現地確認の様子です。</p> <p>落井さんについても申請書に記載された内容が農地法第 3 条の許可要件 (すべての農地を効率的に利用、農作業常時従事、周辺の農地利用に影響を与えない) のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を西川委員さん、川崎委員さんお願いします。</p>
西川委員	<p>7月14日に川崎委員さんと事務局2人と私の4人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>まず1番ですが、譲渡人は敦賀市在住で、耕作するために馬上免へは戻る予定はなく、今現在耕作している●●さんへの売買で、移転後もこれまでどおり耕作されるということで問題ないと判断いたします。また番号2についてですが、こちらについても現在も耕作している●●さんが、自己所有農地の隣の農地について売買により所有権も移転します。これにより農地の集約を図ることもでき、今後も耕作し続けるということで問題ないと思います。</p> <p>続いて私の方から現地確認の説明をさせていただきます。</p> <p>次の3番についてですが、現地確認したときもまだまだ復旧工事中でございました。県の土木事務所が譲渡人と譲受人の交渉をしており、川の拡幅工事等で減少する分を売買で所有権移転させ、そのあと畑として耕作していくとのことですので、問題ないと判断できます。次の番号4に</p>
川崎委員	

	<p>ついてですが、こちらは、譲渡人が金沢にお住いのため、農業経営ができず、近くの方に譲りたいとのことで、湯尾にお住まいの落井さんへ売買により所有権移転するということですので、こちらについても問題ないと判断しました。</p> <p>以上です。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問ありの場合)</p>
川崎委員	<p>私が現地調査に行き言うのもおかしいのですが、番号3の案件は今、農業委員会へ提出する必要があるのですか？今現在災害復旧工事中ですので、この申請を提出する必要があるのか？</p>
岩崎委員	<p>そもそも農業委員会の許可を受けて工事に入れるはず、出来上がってから許可を受けるのはおかしいでしょう。災害工事中ですが、申請が後になってはいけません。</p>
川崎委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他に質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について】</p>	
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人は南越前町今庄にお住いの●●さんと譲受人は南今庄の●●さんです。申請地は南今庄●●他7筆の田 面積は合計2,389㎡です。現況は去年の災害の災害土砂置場として利用しております。災害土砂は、移動させ、全部で8筆を所有権移転し、会社の資材置場として利用したいということです。位置につきましては、13ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。14ページは現地確認の様子です。</p> <p>隣接する農地への被害防除柵ですが、ガス、湧水、粉塵、捨石、鉦煙等による被害の恐れはなく、日照、通風等の影響もありません。排水雨水の処理方法は、自然流下します。この申請に際し、土地改良区、隣接者等からの承諾は得られております。</p> <p>では、許可する上での判断について説明いたします。18ページをご覧ください。</p> <p>8筆のうち、今庄●●の田646㎡については農振地でしたので、これまでに農振除外の手続きをすすめて、公告が終了して県へ報告したところですが、そのほかのこちらの農地区分は、住宅が連たんしている市街地の区域内にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地につきましては、転用が可能となっております。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を西川委員さん お願いします。
西川委員	先ほどと同じく7月14日に川崎委員さんと事務局2人と私の4人で現地確認を行ってまいりました。今現在も去年の8月豪雨の災害土砂置場として利用しており、この土砂を運び、野崎工務店が会社のすぐ隣の農地を資材置場として利用するための申請です。まだまだ災害復旧の工事も多く、迅速に対応するため、利便性のよい土地です。この土地の南側にある農地の通行のため道も確保しており問題ないと判断いたします よろしくお願いたします。
議長	ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。 (質問なし) 無いようでございますので、採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。
【議案第3号 南越前町農用地利用集積計画の決定について】	
議長	次に、議案第3号「南越前町農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、16ページをご覧ください。南越前町から農用地利用集積計画(案)が提出され、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業委員会として承認をいただきたいという内容でございます。利用権設定日は令和5年8月1日です。18ページをご覧ください。 令和5年8月1日新規で設定される農地の面積は3,256㎡、貸し手は3名で借り手は1名、 筆数は全部で7筆です。また再設定の農地の面積は21,757㎡、貸し手は3名で借り手は2名、 筆数は全部で10筆です。19ページは契約に関する詳細な情報になります。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。公告予定日は令和5年7月27日の予定です。 以上で説明を終わります。
議長	ありがとうございました。皆さんこの件につきまして、何かご質問はございませんか。 (質問なし) 無いようでございますので、採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。 その他 事務局からの連絡があればお願いします。
事務局長	先ほどの川崎委員の説明に補足させていただきます。災害復旧工事の基本は原形復旧が基本で、元の状態に戻します。今は応急処置をしているだけです。先ほど岩寄委員も言われましたように農業委員会の許可がないと工事ができません。今から工事をして改めて元の状態に戻すために、区割りをきちんとするために地権者に同意を得るために、今のうちに農業委員会の許可を受けて、それから復旧工事に入るといことです。

【その他】	
事務局	<p>その他になりますが5月の農業委員会で委員さんから質問があった2点について回答します。</p> <p>1点目は、川崎委員からの質問で、農地の利用権設定をしているときに、農地の圃場をバラバラではなく集約されるよう契約を勧めているのか？という質問をいただきまして公社澤崎さんに確認したところ、農地の集約化を図りたいが、実際は、耕作してくれる農業者との契約にならざるを得ないとのことでした。今後地域計画を作成するにあたってはこの農地の集約化がとても大事なポイントとなっていきますので、今後も澤崎さんに農地の集約化をお願いしていきます。</p> <p>2点目が西川委員からの質問で、日野川など川沿いにある農地は、南越前町の図面からだけでも農地から外していただきたい。という質問でした。登記が農地で現況が河川敷の地番や面積を洗い出し、農地から外すよう手続きをしていきたいと思えます。</p> <p>それから事務局から連絡事項を2点お願いします。</p> <p>まず、資料の最後に新しい委員さんの名簿がございますので、ご参考にご覧ください。農業委員につきましては、6月議会で同意が得られましたので、来月、辞令交付式を開催して町長から任命させていただく予定となっております。また、農地利用最適化推進委員につきましては、新しい農業委員による農業委員会を開催して、選任についてお諮りして新しい農業委員会の会長さんから委嘱状を交付する運びとなります。</p> <p>もう1点ですが、開催通知にもご案内させていただきましたが、貸与備品であります緑のキャップ、腕章、クリップボードの返却ならびに今年4月から7月分の農業委員会活動記録簿のご提出をお済でない方は、よろしくお願いたします。</p>
事務局長	<p>以上をもちまして、第19回南越前町農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>また、在任期間最後の農業委員会が終了いたしました。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、任期中の3年間、公私共にご多忙の中、農地の権利移動や転用許可判断、農地利用の適正化の推進等多大なるご協力を賜りましたこと厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。今後も南越前町の農業の発展と農業委員会の活動がより活発なものとなりますよう、ご協力のほどよろしくお願いたします。通常冒頭に会長の挨拶がありますが、今日は最後に会長よりご挨拶申し上げます。</p>
議長	<p>2期6年会長を務めさせていただきました。これもひとえに委員の皆様方のおかげです。本当にありがとうございました。</p>
事務局長	<p>それでは閉会にあたりまして、川崎会長職務代理者よりご挨拶をお願いします。</p>
川崎会長職務代理者	<p>私も2期6年委員を務めさせていただきました。皆様健康、体には十分注意されてますます活躍してください。ありがとうございました。</p>
【閉会】 午後2時10分	